

高齢者（前期・後期）医療制度のご案内

★高齢者医療制度とは、70歳以上の方が対象となる医療制度です。

所得によって月ごとの医療費に自己負担限度額が決められており、上限額以上の請求をされることはありませんので、払い戻し等の手続きは必要ありません。

★ 1ヶ月の入院医療費の限度額は・・・？

区 分	自己負担限度額（1ヶ月あたり）
年収約156万～約370万円	57,600円

※ 食事代・病衣代・個室料（差額室料）・診断書料金等の保険外負担は別途加算されます。

《 食事代 + 病衣代 》

1日 約1,600円 × 日数

★ 入院費の支払いについて

- ・ 退院時には、一切の入院料金等のお支払いをお済ませください。
 - ・ 土（第2土曜日を除く）・日・祝日は、対応しておりません。
- 退院日、直前の平日、午後14時頃に請求書をお手元にお届け致します。

・ 支払い時間

平日 : 午前9時00分～午後16時00分

第2土曜日 : 午前9時00分～午後12時00分



☆ その他ご不明な点がございましたら、下記までご連絡下さい ☆

医療法人社団 我汝会 えにわ病院

〒061-1449

北海道恵庭市黄金中央2丁目1番地1

TEL 0123-33-2333

医事課 担当